

日本籍船舶における極海域航行船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, I 編及び Q 編
安全設備規則
無線設備規則
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領

改正事項

日本籍船舶における極海域航行船に関する事項

改正理由

近年、極海（北極海域及び南極海域）の気温上昇に伴う海氷の減少により、極海の航路について国際的な関心が高まっている。これを受け、IMO は、2014 年 11 月に開催された第 94 回海上安全委員会（MSC94）において、極海コード 1 部（安全要件）及びこれを強制化する SOLAS 条約の改正を決議 MSC.385(94)及び決議 MSC.386(94)として採択した。

また、2015 年 5 月に開催された第 68 回海洋環境保護委員会（MEPC68）において、極海コード 2 部（環境保護要件）及びこれを強制化する MARPOL 条約の改正を決議 MEPC.264(68)及び決議 MEPC.265(68)として採択した。本会は、これらの決議を既に関連規則に取入れている。

当該極海コードの採択に伴い、国土交通省においても、船舶設備規程、船舶救命設備規則等をはじめとする関係法令が改正された。同法令改正においては、極域を航行する船舶に対する要件の適用対象、極海を航行する船舶において適合する必要がある設備に関する要件等が規定された。

このため、船舶設備規程及び船舶救命設備規則等との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 極域を航行する船舶に対する要件の適用対象船舶を改めた。
- (2) 極海を航行する船舶が備える設備に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 10.2.2
鋼船規則 I 編 1.1.1
鋼船規則 Q 編 1.1.2
安全設備規則 6 編 1.1.1, 1.1.3, 3.3.2, 3.3.3, 附属書 6-3.3.2
無線設備規則 5.1.1
安全設備規則検査要領 6 編 3.3.2

無線設備規則検査要領 5 章